

## 「ふなばし市民力発見サイト」利用会員規約

### (趣旨)

第1条 本規約は、船橋市（以下「管理者」という。）が開設するふなばし市民力発見サイト（以下「サイト」という。）における情報発信会員の登録等に関して必要な事項を定めることを目的とします。

### (会員)

第2条 「会員」とは、このサイトで情報発信するために、市にこのサイトの利用登録を申請し承認を受けた情報発信会員（以下「情報発信会員」という。）及び本規約を承諾しサイトにおいて入会手続きを完了した個人（「WEB会員」という。）とします。

- 2 管理者は、会員登録の手続きにあたり、前項に規定する申請及び入会手続きの内容を審査し、不適と判断した場合には、登録承認しないものとします。また、登録承認後であっても不適格が判明した場合には、管理者は登録を抹消するものとします。
- 3 会員登録の手続きで提出された内容に虚偽が認められる場合は、管理者は登録承認することができない。また、登録承認した後に虚偽が判明した場合には、管理者は速やかに登録を抹消するものとします。
- 4 会員登録は、重複して行うことはできません。重複登録があった場合には、管理者は登録を抹消するものとします。
- 5 会員は、登録内容に変更が生じた場合、速やかに所定の変更手続きをするものとします。

### (情報発信会員)

第3条 サイトで情報発信しようとする個人又は団体は、情報発信会員として登録するものとします。

- 2 前項の登録をするためには、本規約を承諾したうえで所定の登録申請を行い、管理者の承認を受けるものとします。
- 3 情報発信会員として登録をしようとする個人又は団体は、次に掲げる要件をすべて備えるものとします。
  - (1) 船橋市内で活動を行うこと。
  - (2) 次に掲げる活動を行っていないこと。
    - ア 公序良俗に反する活動
    - イ 法令に反する活動
    - ウ サイトの運営を妨害する活動
    - エ その他管理者が適当でないと判断する活動
  - (3) 登録する目的が次のいずれにも該当しないこと。
    - ア 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
    - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
    - ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成すること。

- (4) 情報発信会員登録しようとする個人が未成年である場合、登録に関して保護者の同意があること。

(情報発信番号、情報発信ID及びパスワードの発行及び管理)

第4条 管理者は情報発信会員に対し、サイトに情報の書き込み等の作業ができるように情報会員番号、情報発信ID及びパスワード（以下「会員情報」という。）を発行するものとします。

- 2 情報発信会員が取得した会員情報は、情報発信会員自らが責任をもって管理するものとします。
- 3 会員情報の譲渡、名義変更、売買などの行為は一切することができないものとします。
- 4 管理者は、会員情報の使用上の過失及び第三者の利用に伴う損害及びサイトを通じて第三者に及ぼした損害について責任を負わないものとします。

(情報発信会員による掲載内容)

第5条 情報発信会員がサイトに掲載できる情報の内容は、船橋市内において、知識、技能、経験等を持ち活動する、若しくは公益的な活動を行う個人又は団体に関するものとし、次に掲げる内容に関する情報は掲載することはできないものとします。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 法令に反する内容
- (3) 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する内容
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する内容
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する内容
- (6) サイトの運営を妨害する内容
- (7) 自己、特定の者、特定の団体のみの利益を図る内容
- (8) 社会貢献を目的としない営業の内容
- (9) その他管理者が適当でないと判断する内容

(情報発信会員の登録の取消し)

第6条 情報発信会員は、登録の取消しをしようとする場合、管理者に所定の届け出をするものとし、これに基づき行われる処理の完了をもって登録の取消しとします。

(情報発信会員登録の抹消)

第7条 管理者は、情報発信会員が次の事項に該当した場合、承諾の有無にかかわらず、会員登録を抹消することができるものとします。

- (1) 情報発信ID又はパスワードを不正使用した場合
  - (2) 第4条第3項の規定による登録要件に虚偽が判明した場合
  - (3) 第5条の規定に抵触する発信を行った場合
  - (4) 重複して登録があった場合
  - (5) その他規約に定める事項に違反するなど、不正な行為があった場合
- 2 情報発信会員の登録を抹消した場合、当該情報発信会員はサイト上のすべての行為の権限を失うものとします。

(WEB会員)

第8条 メルマガ配信等を希望する個人は、サイトで会員登録することができるものとします。

2 前項の登録をするためには、本規約を承諾したうえで所定の登録手続きが必要となります。

(WEB会員の登録の取消し)

第9条 WEB会員は、登録の取消しをしようとする場合、管理者に所定の届け出をするものとし、これに基づき行われる処理の完了をもって登録の取消しとします。

(WEB会員登録の抹消)

第10条 管理者は、情報発信会員が次の事項に該当した場合、承諾の有無にかかわらず、会員登録を抹消することができるものとします。

(1) メールアドレス又はパスワードを不正使用した場合

(2) 重複して登録があった場合

(3) その他規約に定める事項に違反するなど、不正な行為があった場合

2 WEB会員の登録を抹消した場合、当該WEB会員はサイト上のすべての行為の権限を失うものとします。

(登録情報の取扱い)

第11条 管理者は、会員登録にて得た情報を、本サイトの運営目的以外に使用しません。また、個人情報については、管理者が船橋市個人情報保護条例（平成17年船橋市条例第6号）に基づき管理するものとします。

(著作権等)

第12条 会員は、事前に管理者又は著作権者の特段の許諾がある場合を除き、本サイトを通じて提供される著作物を、著作権法で定める私的使用の範囲内でのみ利用するものとします。

(サイトの中断、停止)

第13条 管理者は、次のいずれかに該当する場合、会員の承諾を得ることなくサイトの一部若しくは全部を一時中断又は停止することができるものとします。

(1) サイトの定期保守、更新並びに緊急の場合

(2) 火災、停電、天災などの不可抗力により、サイトの運営が困難な場合

(3) インターネットを通じての不正な侵入により、サイトの運営が困難な場合

(4) その他、不測の事態により管理者がサイトの運営が困難と判断した場合

2 管理者は上記事態に伴い生じた会員及びサイト利用者への不利益、損害について、責任を負わないものとします。

(内容の変更、追加、中止)

第14条 管理者は、会員の承認を得ることなく、サイトの内容を変更、追加又は中止することが

できるものとしします。

2 管理者は上記事態に伴い生じた会員への不利益、損害について、責任を負わないものとしします。

#### (免責)

第15条 管理者は、理由の如何を問わず、サイトの提供が遅延し又は中断したこと等に起因して会員又は第三者が被った損害について、責任を負わないものとしします。

2 管理者は、会員がサイトの利用を通じて得た情報等の正確性、特定の目的への適合性等について、保証責任を負わないものとしします。

また、これらの情報等に起因して生じた損害に対しても、責任を負わないものとしします。

サイトを通じて提供される情報に関し、会員間あるいは会員と第三者との間に紛争が生じた場合は、会員は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、管理者に損害を与えないものとしします。

#### (規約の変更)

第16条 管理者は、合法的かつ一般的な常識の範囲内で、本規約の規定を会員への通告なしに変更することができるものとしします。

#### 附 則

この規約は令和4年11月9日から適用します。